

東田地区  
公共空間活用社会実験  
企画運営業務

仕様書

令和5年7月7日

北九州市

建築都市局都市再生企画課

## 1 適用範囲

本仕様書は、北九州市（以下、「市」という。）が発注する、東田地区公共空間活用社会実験企画運営業務の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、市が作成する。

## 2 目的

本市では、観光拠点地区である東田地区において、東田大通り公園、いのちのたび博物館及びその間の道路を一体的で連続性のある空間へ再編し、居心地よく歩きたくなる公共空間づくりを目指している。

再編後は、官民連携による、今までの使われ方にとらわれない公共空間の多様な活用も想定している。

本業務では、当該公共空間の滞留空間としての課題等の把握のため、具体的な来訪者の行動像（ペルソナ）を想定した公共空間活用の可能性を検証する社会実験とともに、来訪者の動線や滞留時間の調査及び分析を実施する。

## 3 委託業務名

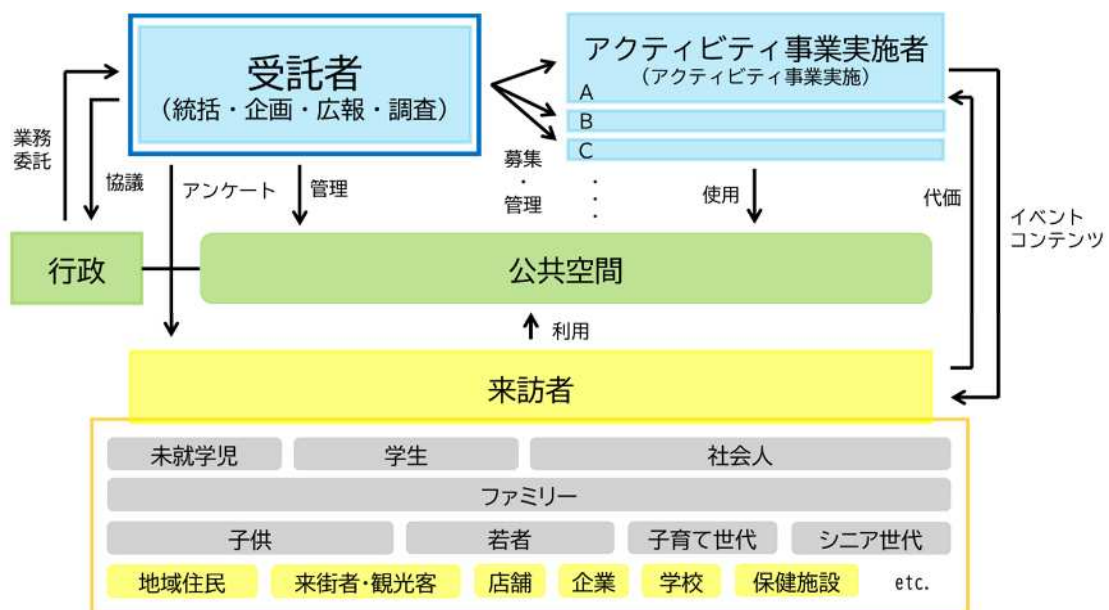
東田地区公共空間活用社会実験企画運営業務

## 4 委託契約期間

契約締結日から令和6年1月19日まで

## 5 業務概要

業務のイメージは以下のとおりである。



(1) 受託者

(ア) 市から業務を受託し、社会実験の統括、企画、広報、アクティビティ事業実施者の募集・管理、及び企画実施に伴う公共空間の管理を行う。

(イ) 社会実験実施中の会場来訪者の動線や、滞留人数・滞留時間等を把握するためのアンケート調査及び分析を行う。

(2) アクティビティ事業実施者

アクティビティ事業とは、当該公共空間へ来訪する動機となり来訪機会が増大するようなイベントコンテンツをいい、それを実施する者をアクティビティ事業実施者とする。なお、受託者がアクティビティ事業者の一部を兼ねてもよい。

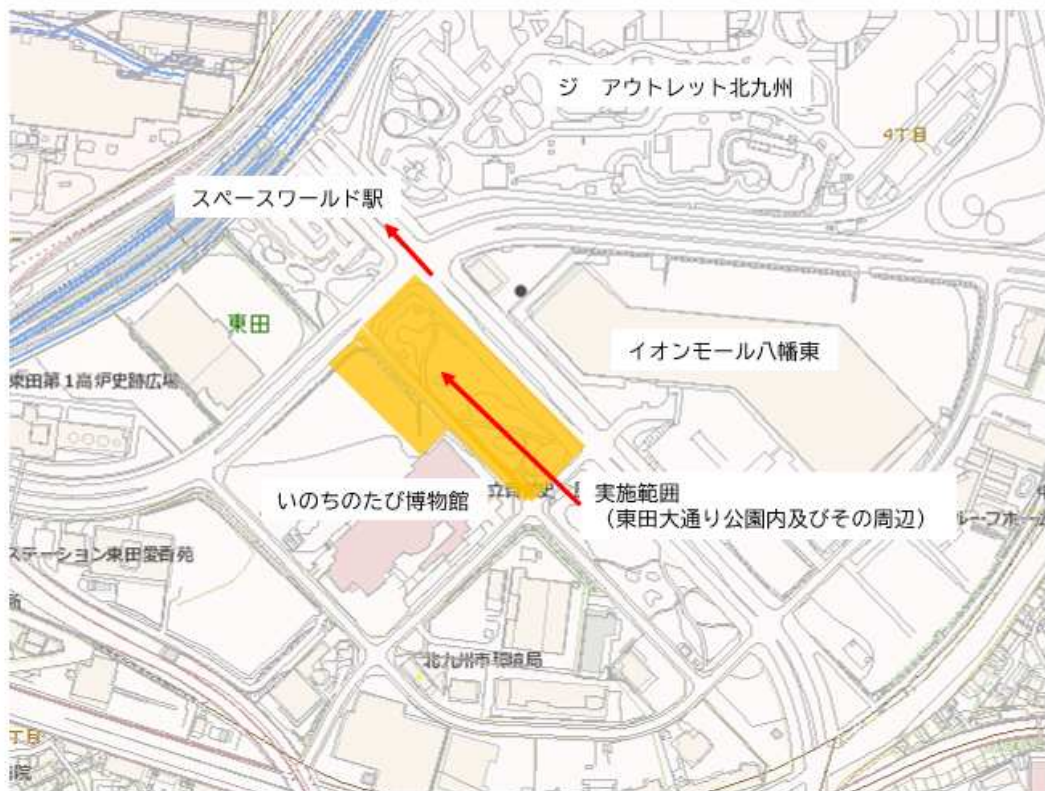
(3) 実施日数

各日違った来訪者像としたイベントコンテンツを複数日実施する。(例：1回目は平日昼間の来訪者の行動像（ペルソナ）を想定したもの、2回目は平日夜間、3回目は土日祝日、等)

(4) 公共空間

東田大通り公園、いのちのたび博物館及びその間の道路の敷地の各一部。範囲は下図のとおり。

なお、当該範囲は公共空間（都市公園、公共施設敷地、道路）のため、施設管理者及び関係機関との協議、占用許可等が必要となる。



住所：北九州市八幡東区東田2丁目

## 6 業務内容

東田地区公共空間活用社会実験企画運営業務を実施するために行う事務に関すること。

なお、本業務は社会実験とそれを受けての調査に大別される。

### (1) 社会実験

受託者は、多くの来訪者を望める、以下のような社会実験を企画、運営する。

- ◆ 当該公共空間への来訪動機となり、来訪機会が増大するコンテンツ
- ◆ 平日昼間及び夜間、土日祝日等、年間を通して実施できるコンテンツ
- ◆ 来訪者がくつろぎ、長く滞在したくなるような空間の設え

下記に来訪者像を例示する。受託者は具体的な来訪者の行動像（ペルソナ）を想定し、催しを企画する。

	平日	土日祝日
昼間	・ シニア世代 ・ 子育て世代（親子） ・ 観光客 etc.	・ ファミリー ・ 学生、若者 ・ 観光客  etc.
夜間	・ ビジネスパーソン ・ 学生、若者 ・ 観光客 etc.	

なお、現行の法や条例等で明確に禁止されている事項は実施できない。

### (2) 申請書類の作成

占用許可申請等は本業務の発注担当課が行うが、受託者は申請に必要な添付書類を作成する。

### (3) 社会実験実施に伴う来訪者アンケート調査及び分析

来訪者アンケートを実施し、来訪者の来場動機や会場における来場動線、滞留時間等を把握し、滞留空間としての課題を分析する。

### (4) 自由提案

本業務は今までの使われ方にとらわれない公共空間の多様な活用を探るものであり、来訪者が居心地よく滞在できる仕掛けづくりについて具体的に提案すること。

### (5) 業務計画書の提出

業務の実施にあたっては、業務計画書を作成の上、進捗管理を行うこと。

### (6) 成果物

(ア) 業務完了報告書 書面 2部

(イ) 記録写真 収録 DVD 2枚

### (7) その他

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に適切な措置を講じること。また、業務実施に関し、損害賠償保険、傷害保険等必

要な保険に加入すること。

## 7 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の責任者・担当者を配置すること。やむを得ず、本業務の責任者・担当者名を変更する場合は、事前に市へ報告すること。

## 8 経費

本業務の実施に要する必要な経費及び社会実験占有期間における当該公共空間の美化など環境維持に係る費用は、委託料及びアクティビティ事業の収益で賄うものとする。

なお、今回の業務は今までの使い方にとらわれない公共空間の多様な活用を探るものであり、単に収益を目的とするものではないことを申し添える。

## 9 著作権、成果物等の取扱い

本業務に関する著作権等は市に帰属するものとし、第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこととする。

## 10 その他の留意事項

### (1) 業務の実施

(ア) 本業務の実施にあたっては、受託者は市と協議及び打合せを綿密に行うとともに、市の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

(イ) 協議及び打合せは、市又は受託者の求めに応じて実施するものとし、実施場所については、市の指示に従うものとする。

### (2) 再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、業務の一部について、市の承諾なしに第三者に再委託することはできない。

### (3) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議の上、承認を得ること。

### (4) 記載外項目・疑義事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、市と協議の上、取り決めるものとする。

### (5) その他

(ア) 業務の実施に伴う責任の所在は受託者とする。

(イ) 本業務に対する問合せ及び苦情については、受託者にて誠実に対応すること。

(ウ) 業務の実施にあたり、第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の負担とする。ただし、社会実験実施範囲内の公園や道路の損傷について、構造上の瑕疵を原因とするものは市の負担とする。

- (エ) 業務の実施にあたり、器物に損害等を与えた場合、受託者の責任において速やかに処理すること。
- (オ) 業務の実施にあたり、造営物その他に損害を与えた場合は、受託者の責任において原形に復すること。
- (カ) 受託者は、本業務の実施（処理）上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、本業務の実施（処理）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。